

食料自給総合対策調査特別委員会 提 言 書 (案)

目 次

I	はじめに	1
II	提 言	2
1	食料の安定供給と食料自給力の向上	2
2	地産地消の取組・地場産品の充実・食育の推進 ...	6
3	農林水産業の後継者・担い手の確保	9

令和 6 年 3 月 2 2 日

I はじめに

ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や円安の影響により、燃油や飼料・肥料等の生産資材価格が高騰しているが、農林水産業では、生産コスト上昇分を販売価格へ転嫁することが難しく、厳しい経営状況が続いている。

また、不安定な国際情勢、感染症の拡大、異常気象の頻発等による農作物の不作、水産資源の減少や分布の変化等の影響により、国内の食料供給に対する不安も表面化した。

このような状況から、食料自給率の向上に向けた取組を急務と捉え、食をとりまく様々な観点からの総合的な対策について、調査・議論を行っていくために、特別委員会の設置へと至った。

三重県は少子・高齢化等により県内の生産年齢人口が減少している。そうした中で、農業従事者は18,819人（令和2年）、うち65歳以上の割合が81%、漁業従事者では6,108人（平成30年）、うち65歳以上の割合が48%となるなど、従事者の減少・高齢化が進行している。

個人の力で農林水産業を守っていくことには限界があり、行政がしっかりと農業従事者・漁業従事者を支え、食料の安定供給に努めていくことは、暮らしの保障だけでなく、地域産業やコミュニティを守ることにもつながる。

本委員会では、令和5年5月の設置以降、「食料の安定供給と食料自給力の向上」・「地産地消の取組」・「地場産品の充実」・「『食』に関する教育の推進」・「農林水産業の後継者・担い手の確保」の5つを重点調査項目に位置づけ、執行部からの聴き取り調査、参考人招致、県内外調査、委員間討議といった方法により、調査を重ねてきた。

このたび、こうした調査や討議を基に、本特別委員会としての意見を提言としてまとめるものである。

Ⅱ 提言

1 食料の安定供給と食料自給力の向上

農業については、温暖な気候や中京・阪神の大消費地に隣接した立地など、恵まれた条件のもと、米、麦、大豆のほか、野菜、果樹、茶といった園芸品目、牛肉や豚肉といった畜産物など多様な農畜産物が生産されているが、国内需要の減少、燃油や飼料・肥料等の生産資材価格の高騰等により、農業経営が厳しくなるとともに、農業従事者の減少や高齢化の進行により、将来的には県産農産物の供給量の減少が懸念される。したがって、主食用米をはじめとする農作物の生産振興や農業生産基盤の整備・保全等の生産性向上に資する取組を強化することが重要である。

水産業については、伊勢湾地域、鳥羽・志摩地域、熊野灘地域の3つの地域において、それぞれの特色を生かした多種多様な漁業が営まれているが、農業同様、燃油や配合飼料価格の高騰、さらには、気候変動や黒潮大蛇行に伴う海水温の上昇等の海洋環境の変化により、水産生物の生息場となる藻場が育たず、磯焼け現象が発生するなど、水産資源の減少が懸念される。したがって、海洋環境の変化への対応とともに、漁場生産力の向上に向けた調査・研究に取り組んでいくことが重要である。

- 主食用米の消費喚起を促すこと
- 米粉用米の生産をはじめ、米粉による加工品の開発や販売への支援を充実させること

米は 100%自給可能であり、食料安定供給の一端を担うものでもあり、需要の拡大に向けた取組を進めなければ、年々米の生産量が減少するため、真に実効性のある消費喚起を行うなど、需要の拡大を推進すること

米粉は輸入小麦の価格高騰により、小麦の代替品になり得るものとして需要が期待されており、米粉の生産拡大に向けた栽培実証を加速させるとともに、米粉の加工品開発など、活用に向けた取組に対する支援を充実させること

- 県産ブランド米「結びの神」（三重 23 号）については、高温耐性があり、昨今の気候変動にも対応しているため、引き続き振興を図ること

「結びの神」については一等米比率も高く、他の米と差別化を図る意味でもしっかりと振興すること

- 農地の集積・集約化を進め、農地の大区画化を図ること
- 農業用水路等をはじめ、農作業の効率化に向けた農業生産基盤の整備を促進していくこと

農地の大区画化を図ることで、生産性を高めるとともに、農業従事者が減少している昨今では、農業用水路のパイプライン化など効率的な農業生産活動に資する施策を進め、農作業の負担を少しでも減らしていくことは重要である

- 海外からの輸入に依存している飼料・肥料については、地域資源を活用した飼料・肥料の生産を試みるなど、地域での生産を拡大できるよう、積極的な支援を行うこと
- また、有機農業についても推進を図ること

飼料については、水田を活用した飼料用とうもろこしの作付け拡大や、食品を製造する過程で発生する「おから」や「酒かす」などの副産物の飼料への利用拡大の一層の推進を図ること

肥料については、畜産堆肥を活用した肥料の生産・利用に向けた一層の推進を図ること

以上の県産飼料・肥料の増産を図る取組への支援を行うこと

また、有機農業の推進は、環境への負荷低減を図ることにより、持続可能な農業の実現に寄与することが期待される

- 食品の加工技術、とりわけ冷凍技術については、鮮度・美味しさを損なうことなく様々な食品を長期間保存でき、有用であるため、冷凍技術及び冷凍施設の整備に際しては、積極的な支援を行うこと

農畜水産物は日持ちせず、腐れば廃棄せざるを得ないため、長期間保存できる冷凍技術の普及は、需給の拡大につながることを期待されることから、積極的な支援を行うこと

- 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画（令和2年3月）」において、米・麦・大豆を合わせた食料自給率の目標が記載されているが、それぞれの品目について、どのように県内自給を促進していくのか明記すること

米の自給は100%を超えているが、麦や大豆は30%以下のような状況であり、基本計画において、それぞれの品目ごとにしっかりと自給を促進していく必要がある

- 気候変動や黒潮大蛇行に伴う海水温の上昇等の海洋環境の変化により、水質浄化等の多面的機能を有する藻場が著しく衰退する磯焼けが拡大していることから、藻場造成や魚類による食害への対策など、藻場の再生に向けた効果的な取組や調査・研究を進めること
- 昨今の気候変動による海洋環境の変化への対応として、高水温に強い養殖品種や養殖技術の開発を進めていくこと

海洋環境の変化への対応は容易ではなく、藻場の再生には時間を要するため、重点的かつ継続的に取り組むこと

高水温に対応した養殖品種の開発等を進め、安定した水産物の供給体制の確立を図ること

2 地産地消の取組・地場製品の充実・食育の推進

地産地消の推進は、農林水産物の消費拡大のみならず、地域活性化の促進、食文化の継承等にも寄与するなど様々な効果が期待される。

本県では、四季の変化に富んだ自然のもと、伊勢平野や上野盆地の肥沃な農地、鈴鹿山系から大台山系に至る森林、伊勢湾から熊野灘までの豊かな漁場において、多様な農林水産業が様々な形態で営まれている。本県の気候は平野部、盆地部、山地部と地形の複雑さから、多様な地域特性があり、その地域に合った地場製品の充実が望まれるところである。

また本県では、第4次三重県食育推進計画が本県の地産地消計画を兼ねており、食育の取組と連携して地産地消の推進を図る必要がある。

とりわけ子どもに対する食育は、生涯にわたって健全な心と身体を培う上でも非常に重要で、学校給食における地場製品の活用をはじめ、体験的な学習の場を提供することは、農林水産業の楽しさと厳しさ、大切さを学び、豊かな心を育む機会として重要である。

○地産地消の推進に向けては、直売所や小売店での販売に加え、学校給食や飲食店、ホテル・旅館、企業食堂など、様々な場面で取組が進むよう働きかけを行うとともに、JA や卸売市場、学校給食関係者などの主体と連携して取り組むこと

地産地消に取り組む関係先の拡大とともに、促進に際しては関係者としてしっかり連携し、販路拡大につなげること

食料自給を進めるためには、生産と消費の双方にわたる対応、すなわち、農林水産事業者、食品産業、消費者、行政といった関係者のそれぞれが問題意識を持って具体的な課題に主体的・積極的に取り組むことが必要

○消費者の需要に応じて、それぞれの産地が目指す姿の実現に向けて、生産拡大を図っていけるよう、支援を行うこと

消費者の需要に沿って、産地づくりに向けた取組を行うこと

○ガストロノミーツーリズムの推進に際しては、地域の地場産品の開発やプロモーション等に取り組む、地域そのものの魅力を高める支援を検討すること

訪日外国人への消費動向調査によると、訪日前に期待していたことでは、日本食を食べることが最も多く、本県では地域ごとに魅力的な食材が豊富にあるため、ガストロノミーツーリズムを推進することは、地域活性化に資する

ガストロノミーツーリズムは、地域の魅力発信を行い、地産地消を進める上では、生産と需要の拡大につながる、非常に効果的な取組であると考え

- 子どもに対する食育は、田植えや稲刈りなど、体験的な学習の場の提供を検討すること
- 学校給食における地場産物の使用に向けて、関係機関と連携のうえ、年間の使用計画のもと、食料の集荷から保管、供給まで、きめ細かく支援を行うこと

分業化、都市化が進む今日では、食べ物の生産現場について知る機会が少なくなっており、体験的な学習は、子どもの今後の生活や社会を見直す上で有意義な経験となる

- 県内の高等学校において、生産から加工、流通、販売に至る6次産業化の視点での教育を推進すること

消費者のニーズに対応できる、食の総合的な知識や技術を備えた人材育成が必要であり、1次産業を土台に、食と結び付けた6次産業化の視点での教育を推進することが産業全体の底上げにつながる

- 食品の売れ残りや食べ残しによる食品ロスを削減するため、学校での食育の推進はもとより、家庭での食に関する教育を推進すること

国内では食品ロスが年間 523 万トンに及ぶなど、食料不足になるリスクの実感や危機感が薄いと感じているため、日々の行動変容を促進する必要がある

3 農林水産業の後継者・担い手の確保

農林水産業および農山漁村は、安全で安心な食料を安定的に供給する役割を担うとともに、県土保全、水源のかん養、自然環境の保全のほか、地域社会の維持など県民生活と地域を支える重要な役割を担ってきた。しかしながら、農林水産業を取り巻く情勢の変化により安定的な経営継続が危ぶまれ、担い手の確保に多大な影響が生じている。

農林水産業を持続的に発展させるためには、大規模な担い手はもとより、多様な人材を担い手として確保・育成していくことや小規模・家族経営に寄り添ったきめ細かな支援、経営安定に資する支援等の充実が求められる。

- 大規模な担い手農業者はもとより小規模・家族農業の経営安定に加え、新たな人材の確保に向けた、就農促進に関する施策を強力に推進すること
- また、担い手の育成と定着を図るため、県において、営農指導や普及指導といった取組を強化するためにも、各地域の普及体制の拡充も視野に入れながら、意欲ある農業者に対する支援を充実させること

三重県の農業従事者は年々減少し、65歳以上の割合が8割を超えるなど高齢化が進行しており、後継者不足から生じる農作業負担の軽減や農機具の更新に係る費用支援など、農業経営の安定化及び就農促進を図る施策の推進が必要となる

また、県内の農業者の9割は小規模・家族農業の従事者が多く、技術的な指導も含めて、きめ細かい支援が必要となる

- 改正農業経営基盤強化促進法に基づき、令和7年3月までに各市町で策定することとされている地域計画については、地域の実情を踏まえた上で担い手への利用集積等が効率的に進むよう、しっかりと市町に寄り添った支援を行うこと

地域計画は農業・産地の未来像であり、地域経済の発展及び強固な食料供給基盤の確立を図るため、必要な支援を講ずること

- 農業の経営安定に資する交付金・支援金においては、国に対して支援内容の拡充を求めるとともに、県でも支援を行うこと

農家の厳しい経営実態、高齢化に伴う体力の低下、後継者問題等の現況に鑑みると、更なる支援が必要である

以上

食料自給総合対策調査特別委員会

委員名簿

委員長	中瀬 信之
副委員長	中嶋 年規
委員	伊藤 雅慶
委員	辻内 裕也
委員	松浦 慶子
委員	吉田 紋華
委員	芳野 正英
委員	喜田 健児
委員	山内 道明
委員	藤田 宜三
委員	谷川 孝栄
委員	西場 信行